

地域の担い手創造事業に関する 応募要領

1 事業主体

地方公共団体を中核として大学、NPO等を構成員とする「実行委員会」組織を原則とするが、地方公共団体、大学、NPO等が単独又は共同で事業主体となることも差し支えない。

2 応募様式の作成

別添の「応募様式」作成は、ファイル内のシート「記載要領」を参考にすること。

3 採択団体の選定

応募団体について以下のポイントを勘案し、書類選考等により審査し、採否については、平成26年6月下旬を目途に決定し、都道府県を通じて応募団体に結果を通知する。

<採択団体を選定する際のポイント>

本事業に係る応募者に求める要件は、以下に示す通りである。

なお、「●」の付してある項目は必須の要求要件であり、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格とし、対象から除外される。また、「○」の付してある項目を満たしている場合は加点される。

ア 全体的な実施方針の妥当性及び効率性

- 応募様式上の事項の全てについて記載されていること。
- モデル実証事業の趣旨、目的を理解していること。
- 地域外の学生や社会人等を対象として地域の活性化に関する研修を実施していること。
- 実現可能性が担保されていること。
- 地域の特性を生かしたフィールドワークの実施が確保されていること。
- 内容について、独自性、独創性、先進性を有していること。
- 事業実施団体において、モデル実証事業終了後も継続的に実施されるものであること。
- 地域の課題解決、地域づくり、地域の人材育成に寄与する内容であり、他の地域においても応用可能であること。

イ モデル実証事業・報告書作成作業の妥当性・効率性

- モデル実証事業の進捗管理、手法、日程等に無理がないこと。
- 報告書作成に当たって、文書校正等のチェックが適切に実施できる体制となっていること。

ウ 組織・能力

- 本事業を行う上で、十分な事業遂行能力を有していること。
- モデル実証事業及び報告書の作成について遂行可能な体制を確保していること。

4 その他

- (1) 応募に際し、参考資料として別に事業計画書、経費計画書、年間スケジュール等がある場合は添付すること。
- (2) 提出された応募書類を審査するに当たり、必要に応じて、応募書類の内容について応募団体からヒアリングを行う場合がある。
- (3) 採択決定（内定）後には、応募書類の内容をベースに、年間スケジュール、活動内容、経費の見積もり等を精査した年間計画書の作成を求めることとなる。